

別表2 料金を徴収しない利用者の車両及び取扱い（第9条関係）

1 取扱い

用務分類	該当車両	料金所での取扱い
緊急車等 ・警察 ・消防 ・救急 ・血液運搬	緊急自動車	目視により用務等を確認
	警察庁又は都道府県警において警衛、警護もしくは警ら又は緊急輸送ために使用する自動車（緊急自動車以外のもの）	「公務従事車両証明書」を収受
	検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車（緊急自動車以外のもの）	
	消防活動のため使用する自動車（緊急自動車以外のもの）	
国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務のため使用する自動車		
災害救助	災害救助、水防活動のため使用する自動車	「災害派遣等従事車両証明書」を収受
道路管理用	高速道路の管理事務に使用する自動車（公社が認めた他の道路の管理事務を含む。）	「広島高速道路料金徴収免除車両指定書」を確認
	公社が発注した業務等で使用する作業用車両	「作業用通行証」を確認のうえ「作業用通行車両整理票」を収受
駐留軍	日本に駐留する合衆国の軍用車両	「軍用車両有料道路通行証明書」を収受し、所定の箇所に通行日、車種、利用区間を記入
その他	その他公社が別に指示する自動車	別途指示

注1 公務用カード及び業務用プレート（ETCカード）を利用する場合を除く。

2 月次報告

次の区分により証明書等及び報告書を提出する。

- ① 公務車両・災害援助車両
- ② 道路管理（作業用）車両
- ③ 駐留軍

別表 3 (第 17 条関係)

1 けん引車両 (けん引するための構造及び装置を有する自動車 (けん引自動車) がけん引されるための構造及び装置を有する自動車 (被けん引自動車) をけん引する場合 : トレーラーなど)

(1) 被けん引自動車が 1 台の場合

けん引自動車及び被けん引自動車を 1 台の自動車とみなし、車種区分により所定の料金を収受する。

(2) 被けん引自動車が 2 台以上の場合

2 台目以後の被けん引自動車については、1 台につき当該車種区分による料金を収受する。

2 けん引車両 (上記以外の場合)

次の場合は、それぞれの自動車について所定の料金を収受する。

① 自動車が他の自動車をロープ又は鎖等によりけん引している場合

② 自動車が他の自動車の前輪又は後輪を上げた状態でけん引している場合

3 自動車が他の自動車を完全に荷台に積載している場合

積載自動車については所定の料金を収受し、被積載自動車については料金を収受しない。

4 仮ナンバーにより通行する自動車の車種区分

種 別	形 状	車種区分	備 考
臨時運転番号票		軽自動車等	
臨時運行許可番号票 回送運行許可番号票	トラック型 (車軸数 : 2)	普通車 (※)	
	トラック型 (車軸数 : 3)	普通車	
	トラック型 (車軸数 : 4)	大型車	車両制限基準以下
	トラック型 (車軸数 : 4)	特大車	車両制限基準超
	トラック型 (車軸数 : 5 以上)	特大車	
	バス型 (車長 9 m 未満)	普通車	
	バス型 (車長 9 m 以上)	大型車	
	その他		想定される最下位の車種

※ 軽自動車規格相当の場合は、軽自動車等。